

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年4月14日付けで行った公文書不開示決定のうち、臨時的任用教職員の選考基準に係る部分については対象文書を特定し直し改めて開示等の決定をすべきであるが、非常勤講師の選考基準に係る部分については妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年3月31日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「埼玉県公立小・中学校臨時的任用教職員及び非常勤講師の募集について『4留意事項等（2）選考の上』の選考基準及び方法・手順に関する文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、平成26年4月14日付けで、「埼玉県公立小・中学校臨時的任用教職員及び非常勤講師の募集について『4留意事項（2）選考の上』の選考基準」について、本件開示請求に対する公文書は作成していないとして、不存在を理由とした不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成26年4月14日付けで、実施機関に対し、本件開示請求のうち「埼玉県公立小・中学校臨時的任用教職員及び非常勤講師の募集について『4留意事項等（2）選考の上』の方法・手順に関する文書」について、請求を取り下げる旨の書面を提出した。
- (4) 申立人は、平成26年4月18日付けで、実施機関に対し、本件処分については

担当課所の公文書に関する不適正な取扱いである旨主張して、情報公開の適正な取扱いを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年6月18日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年7月11日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成26年7月14日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、平成26年8月21日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。
- (9) 当審査会は、平成26年10月20日に実施機関から「臨時的任用教職員の任用について」と題する文書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

「開示しない理由」の「選考基準は作成していない。」とする理由は、納得できない。開示請求に関する文書不存在は、担当課所の公文書に関する不適正な取扱いである。

(2) 異議申立ての理由

ア 臨時的任用教職員及び非常勤講師を募集するために作成された文書「埼玉県公立小・中学校臨時的任用教職員及び非常勤講師の募集について」の作成者は、実施機関である。この文書にある「選考」は当然、実施機関の責任に基づいて行われるべきものである。

イ 臨時的任用教職員は、正規教員と全く同等の仕事を行い、正規教員と同等の責任を有している。それならば、正規教員とほぼ同様の選考基準なり選考手続が必要になり、それを明らかにするのは任用している実施機関の責任である。

仮に市町村教育委員会が選考をしていたとしても、実施機関において選考基準

を持っていないというのは、甚だ理解に苦しむところである。

ウ 「文書不存在」という処分は、条例第1条に規定する説明責任を全うしている
とは言い難い。

エ 本件処分は教員採用選考の情報を正確に知りたいという県民の開示請求権に背
くものであり、その情報によって、本県の学校教育に寄与できる教員になりたい
と思っている採用希望者の願い（県民参加）に背くものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の理由について

埼玉県公立小・中学校臨時的任用教職員及び非常勤講師の任用に際しての選考は
各市町村教育委員会が実施しており、実施機関は該当する行政活動を行っておらず、
公文書を作成していない。

(2) 臨時的任用教職員の任用及び非常勤講師の派遣について

臨時的任用教職員の任用に当たっては、臨時的任用教職員を必要とする事由が生
じた学校及び市町村教育委員会が、県教育事務所が保管する「臨時的任用教員・非
常勤職員登録名簿」を閲覧し、その中から当該学校の教育事情にもっとも見合うと
思われる人材を選択し、校長が面接により確認を行っている。

実施機関は、学校で望ましい教育活動が行われるよう、学校及び当該学校を所管
する市町村教育委員会の意向を踏まえて任命権を行使する。

非常勤講師の派遣については、市町村教育委員会の意向等を十分に確認した後、
県教育事務所において「臨時的任用教員・非常勤職員登録名簿」からもっとも見合
うと思われる人材を選択し、決定書を通知している。

上記のとおり、臨時的任用教職員の任用及び非常勤講師の派遣に当たっては、当
該学校の置かれている状況や教育活動を行う上で必要な環境に即して選考を行って
おり、一律に基準を策定する性質のものではないため、作成をしていない。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、臨時的任用教職員及び非常勤講師を募集するために実施機関が作成した文書「埼玉県公立小・中学校臨時的任用教職員及び非常勤講師の募集について」（以下「募集文書」という。）の文中「4 留意事項等」に記載されている「(2) 選考の上、必要が生じた場合に採用します。」という文言中の「選考」について、選考基準を開示するよう求める申立人の開示請求に対して、実施機関が行った、公文書を作成していないことを理由とする公文書不開示決定である。

実施機関は、臨時的任用教職員の任用及び非常勤講師の派遣に当たっては、当該学校の置かれている状況や教育活動を行う上で必要な環境に即して選考を行っており、一律に基準を策定する性質のものではないため、選考基準を作成していない旨主張する。

そこで、当審査会では、実施機関に対して意見聴取を行い、実施機関の当該理由に基づく本件処分の妥当性について審議を行った。

(2) 臨時的任用教職員の選考基準について

臨時的任用教職員とは、欠員補充や、休職、病気休暇、育児休業等により勤務することができない教職員の代替として、期間を限って臨時的に任用される教職員である。

臨時的任用教職員の任用について、採用希望者は、募集文書に基づき、勤務を希望する地域の県教育事務所に希望調書を提出する。県教育事務所は提出された希望調書を基に名簿を作成し、市町村教育委員会の担当者等の閲覧に供される。

教職員の欠員等が生じた市町村教育委員会は、希望調書の記載内容から小中の別や担当教科、勤務地、担当クラスなどの個別具体的な状況等を勘案し、欠員等が生じた各学校の事情に最も近い条件の者を選ぶことになっている。その後校長による面接を経て、任用予定者の氏名、任用希望期間等が記載された具申書が校長から市町村教育委員会へ提出され、市町村教育委員会は県教育事務所へ具申書を添付した

内申書を提出する。実施機関は市町村教育委員会から提出された内申書に基づき任命権を行使し、任用予定者を任用している。このように欠員等の事由が生じている当該学校の個別具体的なケースごとに任用が行われているという事情から、一律的な選考の基準は設けておらず、また設けることも難しい旨実施機関は主張する。

しかし、当審査会としては、選考に関して市町村教育委員会、当該学校の校長の意見が尊重されるにしても、選考から任用に至る過程の中で、基準なしに任用事務が滞りなく進むのか、また、実施機関は任命権者の立場から、市町村等に対し何らかの基準を示している可能性はあるのではないかと考え、実施機関に対し「選考基準」について広く捉えて、本件開示請求の対象文書に該当するものはないのか実施機関が作成・保有する文書を再度検索するよう促した。その結果、実施機関から当審査会に対し、臨時的任用教職員の任用上の取扱いや留意事項が記載された文書「臨時的任用教職員の任用について」（以下「本件文書」という。）が提示された。

実施機関の説明によれば、本件文書は、市町村教育委員会人事担当者や学校長に対し周知すべき内容や任用上の留意事項など臨時的任用教職員の任用上の取扱いが記載されているものである。実施機関は、当該文書の記載内容が選考基準に該当するとは考えていなかったため対象文書としなかったものであるが、当審査会において本件文書を見分したところ、簡略ではあるが選考にかかる一定の記載があることを確認した。

したがって、実施機関は、本件文書を新たに本件開示請求の対象文書として特定し、開示等の決定を行うべきである。

(3) 非常勤講師の選考基準について

市町村の設置する小・中学校等に実施機関が派遣する非常勤職員（以下「派遣職員」という。）の派遣の条件、手続、身分などの具体的取扱いについては、「公立義務教育諸学校派遣職員要綱」（以下「派遣職員要綱」という。）に定められている。派遣職員要綱によれば、実施機関は、本採用職員の研修期間中の代替や学級補助等のために市町村教育委員会の申請を受け派遣職員を任命し、市町村教育委員会

が派遣職員を非常勤講師として任命することとされている。

非常勤講師の採用希望者は、上記臨時的任用教職員の場合と同様の募集文書に基づき、勤務を希望する地域の県教育事務所に希望調書を提出する。募集文書記載の要件を満たす者の希望調書を基に作成された名簿が、当該教育事務所に置かれることも臨時的任用教職員の場合と同様である。

実施機関の説明によれば、実施機関が派遣職員の決定を行うに当たっては、市町村教育委員会の意向を確認し、派遣事由の生じた学校の勤務条件、担当教科、任期などを勘案の上、勤務時間が限定的であるなど限られた条件の中で、県教育事務所に置かれた名簿の中から最も適した人物を選んでいる。

しかし、当審査会としては、派遣職員の決定を実施機関が行っている以上、何らかの基準を有している可能性はあるのではないかと考え、実施機関に対し、再度対象文書の検索を促したところ、派遣決定を行うに当たっての基準はないとの回答であった。

上記のように、非常勤講師については勤務時間が限定的であるなど条件に見合う人物が限られており、また、非常勤講師の任命は市町村教育委員会が行っているという事情も考え合わせると、非常勤講師の選考基準を有していないという実施機関の説明を覆すに足る事情は認められない。したがって、実施機関が非常勤講師の選考基準について不存在を理由として不開示とした判断は是認せざるを得ない。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、臨時的任用教職員及び非常勤講師の任用について、募集文書の作成者である実施機関の責任に基づいて選考が行われるべきもので、本採用教職員と同様の選考基準、選考手続が必要であること、文書不存在では県民に対する説明責任を全うしているとは言えない旨主張する。

この点については、臨時的任用教職員及び非常勤講師は本採用教職員とは異なり個別具体的な事由により任用されているものであり、本採用教職員と全く同様の選考基準、選考手続を要するとまでは認めがたいが、臨時的任用教職員及び非常勤講

師の任用は県民の関心事項でもあることから、実施機関は任用のプロセスについて分かりやすい説明をするよう努めるべきである。このことは、県の諸活動の状況を県民に説明するべきであるという、条例の目的にも合致するところであると考えている。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

市川直子、三角元子、宮原均

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年 6月18日	諮問を受ける（諮問第254号）
平成26年 6月18日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年 7月11日	申立人から意見書を受理
平成26年 7月14日	諮問庁から説明及び審議（第三部会第94回審査会）
平成26年 8月21日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第三部会第95回審査会）
平成26年 9月22日	審議（第三部会第96回審査会）
平成26年10月20日	審議（第三部会第97回審査会）
平成26年12月15日	審議（第三部会第98回審査会）
平成27年 1月19日	審議（第三部会第99回審査会）
平成27年 2月23日	審議（第三部会第100回審査会）
平成27年 3月16日	審議（第三部会第101回審査会）
平成27年 3月31日	答申